

(案)

寝屋川市障害福祉計画 (第6期計画)

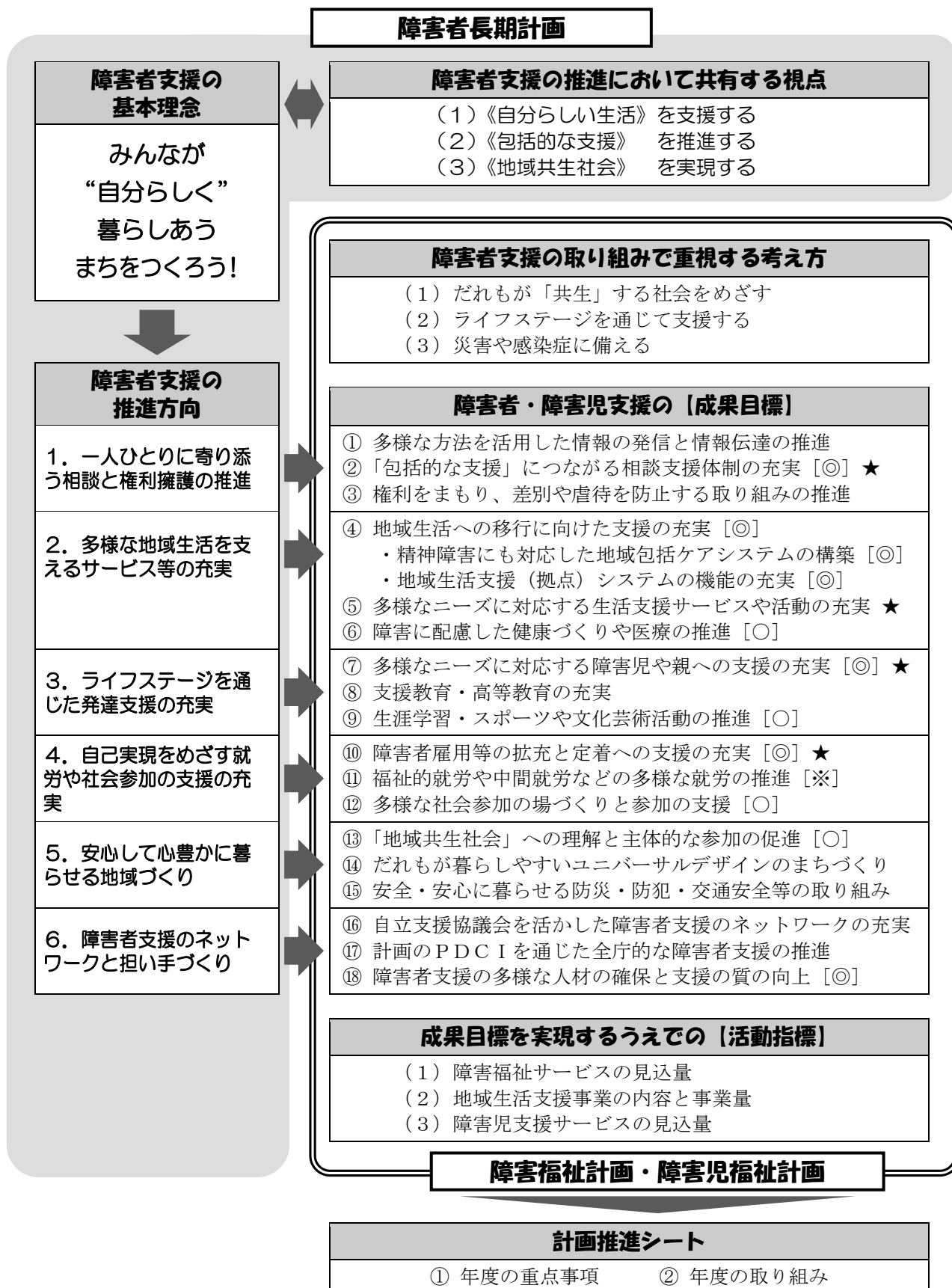
寝屋川市障害児福祉計画 (第2期計画)

(素案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定方針	1
第2章 障害者支援の推進方策	9
1. 障害者支援の推進体系	9
2. 障害者支援の取り組みで重視する考え方	10
3. 障害者・障害児支援の【成果目標】	11
《国・府の指針に基づく数値目標等》	12
《重点的に取り組む事項》	16
(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	18
(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	22
(3) ライフステージを通じた発達支援の充実	26
(4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	29
(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	31
(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり	33
4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】	36
(1) 障害福祉サービスの見込量	36
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	43
(3) 障害児福祉サービスの見込量	48

寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）
寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）・障害児福祉計画（第2期計画）の構成



【成果目標】の記号 [◎] 国の基本指針で成果目標として示された事項
 [○] 個別施策にかかる見直しとして示された事項
 [※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関する事項
 その他 寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標
 ★ 《重点的に取り組む事項》

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針

(1) 計画の目的

本市は、まちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」や、地域福祉推進の理念と取り組みを定めた「寝屋川市地域福祉計画」のもとで、平成30年3月に、障害者支援の基本的な指針である「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」と、ライフステージを通じた障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進する「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）・寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を一体的に策定し、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 点検（Check）→ 改善・改革（Innovation）を繰り返すことで継続的に改善をすすめるPDCIサイクルの考え方に基づいて、市民、団体、事業者や関係機関等のみなさんと協力し、計画的、体系的に事業や活動を推進しています。

この間、わが国では、社会保障制度改革の方向性として「地域共生社会の実現」や「全世代型社会保障への転換」が示され、制度全般の見直しを行いつつ、すべての主体が“わがごと”として参画して地域や暮らしをつくっていくよう、地域を基盤とした包括的な支援体制を、公と民、制度の枠などを超えて構築していくことが求められています。また、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）も、まちづくりをすすめるうえでの重要な視点となっています。

平成30年度にスタートした国の障害者基本計画でも、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することが基本理念として掲げられ、見直しがすすめられている障害者差別解消法もふまえ、一人ひとりがいっそう“自分らしく”生活するための障害者支援を推進していく必要があります。

本市は平成31年4月に中核市に移行し、市保健所や社会福祉審議会の設置、社会福祉法人等の認可や指導監査の拡大などを通じて、市民ニーズにいっそう迅速・的確に対応する特色のある施策を推進しています。そのなかで、「選ばれるまち」をめざし、住民の福祉の増進を基本としつつ、子育て世代を誘引する施策を重点化する成長戦略型の新たな総合計画の検討をすすめています。一方、新型コロナウイルスによる感染症の影響により、日常的に必要なサービスの利用や社会参加の自粛などによる生活上の支障や経済的、社会的な問題も生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防や、いざというときに的確に対応できる支援体制の構築も検討していく必要があります。

こうした状況に対応するため、取り組みの成果や新たな課題をふまえるとともに、同時期に改訂する総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画との整合性も図りながら推進することをめざして、新たな障害福祉計画・障害児福祉計画を策定します。

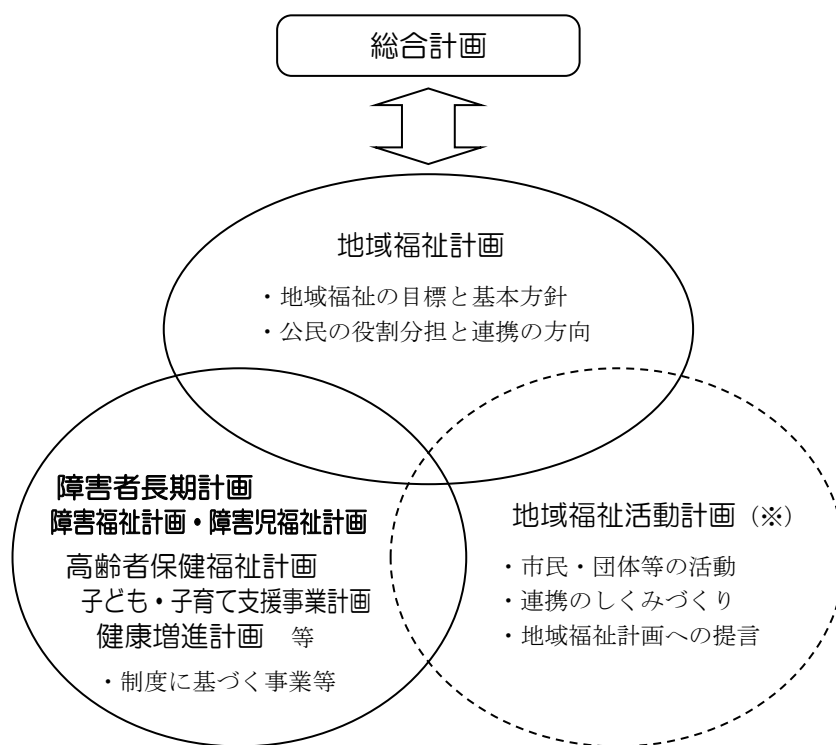
(2) 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法（第33条の20）に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、ライフステージを通じた支援を行う障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画であり、国や府が示す基本指針等をふまえて策定します。

あわせて、本市では障害福祉計画・障害児福祉計画を、障害者基本法（第11条）に基づく市町村障害者計画である「障害者長期計画」と一体性をもたせて策定・推進し、障害のある人の生活を支援するさまざまな取り組みを計画的、体系的に展開することとしています。

また、上位計画である「寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」や、障害者支援に関わる各種の分野別計画等とも連動させ、分野を超えた連携によって、障害のある人のライフステージを通じた多様なニーズに対応する取り組みを効果的に推進します。

《計画の位置づけ》



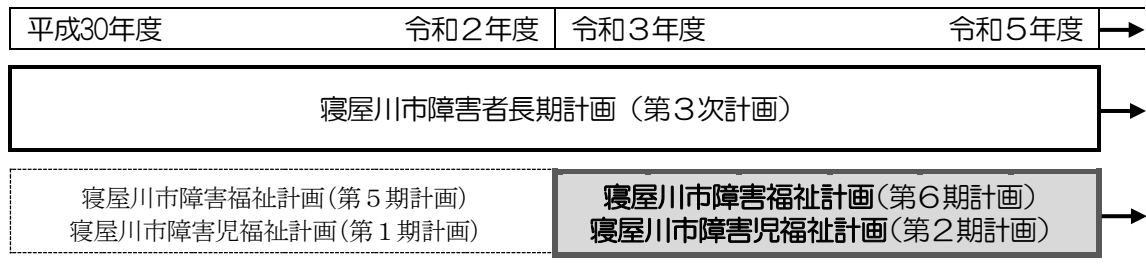
(※) 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼びかけ役となり、市民・団体・事業者等が取り組む活動を定める計画です。

(3) 計画の期間

この計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として策定します。なお、障害者支援に関する制度や社会情勢等に大きな変化があった場合は、適宜、必要な見直しを行うこととします。

また、この計画は、平成30年度から令和5年度の計画期間とする障害者長期計画（第3次計画）と連動し、長期計画の計画期間後半の推進を図ります。

《計画の期間》



(4) 計画の策定方法

この計画は、障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を密接に連携させて策定・推進するために、公募による市民や当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等の参加によって設置している「寝屋川市障害者計画等推進委員会」（計画推進委員会）での意見交換をふまえて策定します。

また、関係機関や事業者等が参加する「寝屋川市地域自立支援協議会」（自立支援協議会）を通じて、障害者支援に関する課題や計画に関する意見を集約し、計画の検討に反映します。

計画に対する市民の意見を広く聴くため、当事者のニーズを把握するためのアンケート調査やヒアリングを実施し、計画推進委員会での意見交換に反映しました。さらに、計画素案に対する市民からの意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施します。

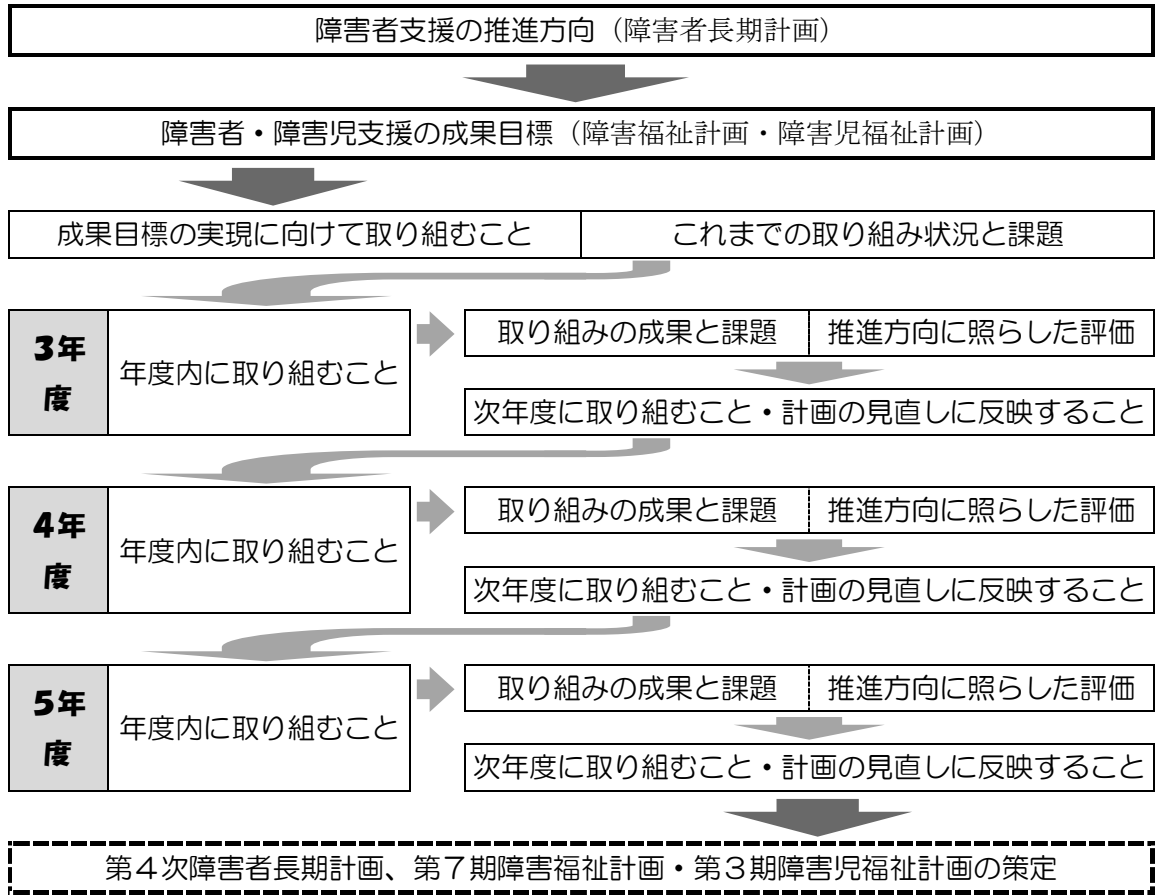
あわせて、障害者支援に関わる事業を実施する部局などで構成する庁内連絡会を開催し、連携して事業を推進していくための協議等を行います。

(5) 計画の進行管理

この計画は、障害者長期計画で定めた基本的な方向性の実現に向けた具体的な取り組みを推進するよう、成果目標や活動指標をふまえて年度ごとに作成・更新する「計画推進シート」を通じたPDCIサイクルによって推進します。

この取り組みは、大阪府や専門機関等とも連携を図りながら、計画推進委員会、庁内連絡会、自立支援協議会等を通じて、障害のある人を含めた市民、団体、事業者と市・関係機関等の多様な主体の参加のもとで協議を行い、各々が役割を分担し、それぞれの強みを活かして協働して、効果的に推進していきます。

《計画の進行管理の考え方》



(6) 感染症対策の取り組み

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、わが国でも多くの人々が感染し、社会経済活動に大きな影響を与えています。障害のある人にとっても、日常生活や社会参加の自粛、就労、福祉、医療等のサービスの利用の制約などでさまざまな問題が生じたり、多くの人々が不安を感じています。

こうした状況に対応するため、この計画は「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、感染予防のための対策や検査、医療を的確に提供する体制の確保を図るなかで、「新しい生活様式」を見据えた生活支援や社会参加支援をすすめ、だれもが“自分らしく”暮らすための障害者支援を推進することをめざして策定、推進します。

(7) 障害者支援の基本方向・障害者支援の推進方向（寝屋川市障害者長期計画）

この計画は、寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）で定めた下記の「障害者支援の基本方向」と「障害者支援の推進方向」に基づき、本市の障害者支援をとりまく状況の変化などをふまえて長期計画の計画期間後半の推進を図るための、取り組みの方向性や目標を定めます。

障害者支援の基本方向

1. 障害者支援の基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！

寝屋川市は、障害者支援の基本的な考え方であるノーマライゼーションの理念を、だれもが安心して心豊かに暮らせるように支援することをめざす地域福祉と共有し、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らせるまちづくりをすすめるなかで、お互いに理解し、共感しあって、一人ひとりの障害に柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみをつくっていくことをめざし、平成20年に策定した第2次障害者長期計画で、障害者支援の基本理念を、「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と決めました。

ここで言う“自分らしく”とは、一人ひとりの自ら望む生活の実現をめざした営みが、障害があることによって阻害されることなく、一人の市民として育ち、学び、働き、遊びながら、地域のなかで暮らせるように、条件を整えたり、必要な支援を行うことです。また、支援の制度の枠組みによって生活のかたちが決められることがないよう、支援のスタイルを変えていくことも求められます。

この間、障害者基本法の改正をはじめ障害者支援に関する法律等の整備がすすみ、発達障害、高次脳機能障害、難病などの制度の狭間となっていた人への支援が広がってきています。また、障害者基本法では、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重しあいながら共生する社会を実現することが、法律の目的としてあらためて明記されましたが、少子高齢化がすすみ、社会や地域、家庭の環境が変化するなかで生じてきている多くの人が抱える多様な“困りごと”に対応していくために、さまざまな力をつないで包括的に支えていく「地域共生社会の実現」という考え方に基づく、さらに広がりのある取り組みの推進も求められてきています。

本市では、平成18年度に設置した自立支援協議会が、障害者支援のネットワークの中核を担い、分野を超えた支援者や当事者が協働して、生活に関わる課題の解決に向けた支援を推進しています。こうした経験をさらに広げ、障害のある人がいっそう主体的に参加しながら、すべての市民が支えあうことで“自分らしく”生活できるよう、地域のあらゆる力をあわせて、寝屋川市らしい地域共生社会をめざしていきます。

2. 障害者支援の推進において共有する視点

(1) 《自分らしい生活》を支援する

障害の有無や種別、程度などの違いにかかわらず、一人の市民として《自分らしい生活》ができるように、だれもがどのように暮らしたいかを自分で選択し、決定できることを、障害者支援の基本としてすべての取り組みを推進します。そのために、選択のための情報や経験の機会の提供、理解への補助などの必要な支援を、本人の意思を尊重しながら行います。

そして、選択した生活が実現できるように支援するサービスや環境などを、新たな手法なども活用して開発しながら提供するとともに、本人の思いに沿った《自分らしい生活》を支える質の高い支援とするよう、継続的に取り組みます。

あわせて、《自分らしい生活》を阻害する差別や虐待をなくすよう、予防や解決に向けて取り組みます。

(2) 《包括的な支援》を推進する

乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと、ライフステージを通じて《自分らしい生活》をおくれるように、一人ひとりの状況や環境をふまえながら、切れ目なくカバーする《包括的な支援》を推進します。

そのために、保健、医療、福祉、教育、雇用、住まい、まちづくりなどのさまざまな分野の取り組みを連携させて、制度の枠を超え、生活全体のニーズを見通す狭間のない支援をめざします。

また、市や関係機関などの「公」と、市民、団体、事業者などの「民」の多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら協働していくことで、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を効果的にすすめます。

(3) 《地域共生社会》を実現する

だれもが安心して心豊かに暮らせる地域は、一人ひとりの《自分らしい生活》と、それを支える《包括的な支援》をすすめるうえでの基盤となるものです。

そのために、地域のさまざまな人々が理解しあい、お互いに認めあって、それぞれが“できること・したいこと”で支えあうことを通じて《地域共生社会》を実現していくよう、地域福祉の取り組みと連動させながら、多様な障害がある人が参加し、共生できる地域づくりをめざします。

また、安心して生活や社会参加ができる環境としてのバリアのないまちづくりを、差別解消のための合理的配慮などとも関連づけながら、都市施設や建築物の整備、情報伝達やコミュニケーションの充実などのさまざまな取り組みと連動させて推進します。

障害者支援の推進方向

「障害者支援の基本理念」として定めた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちをつくろう！」を効果的に実現するために、以下の体系に沿った計画的な取り組みを、市民・団体・事業者・関係機関等と協働して推進します。

【障害者支援の推進体系】

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
3. ライフステージを通じた発達支援の充実
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標】

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要なときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・ 自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・ 保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

3. ライフステージを通じた発達支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じた療育や訓練を、さまざまなところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標】

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。
→ 就労や社会参加の推進

5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標】

- ・障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”を活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

第2章 障害者支援の推進方策

この計画では、国や大阪府の指針をふまえるとともに、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」での【取り組みの方向と目標】の実現に向けて、計画期間である令和3～5年度に取り組むことを、以下のように定めます。

1. 障害者支援の推進体系

この計画では、寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」をふまえ、以下の体系で取り組みを推進します。

- (1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進
【推進する取り組み】
 - ・ 情報提供の推進
 - ・ 相談支援の推進
 - ・ 権利擁護の推進
- (2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実
【推進する取り組み】
 - ・ 障害福祉サービス等の推進
 - ・ 包括的な支援のしくみづくり
- (3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》
【推進する取り組み】
 - ・ 発達支援の体制づくり
 - ・ 障害の発見と療育の推進
 - ・ 生涯にわたる学習の推進
- (4) 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実
【推進する取り組み】
 - ・ 就労や社会参加の推進
- (5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり
【推進する取り組み】
 - ・ 理解し支えあうコミュニティづくり
 - ・ バリアのないまちづくり
 - ・ 安全・安心なまちづくり
- (6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり
【推進する取り組み】
 - ・ 障害者支援のネットワークづくり
 - ・ 障害者支援の担い手づくり

2. 障害者支援の取り組みで重視する考え方

寝屋川市障害者長期計画で定めた「障害者支援の基本方向」に沿って、この計画に基づくさまざまな取り組みを推進していくうえで重視する考え方を、本市の障害者支援をとりまく状況やこれまでの取り組みの成果と課題をふまえ、つぎのように示します。

(1) だれもが「共生」する社会をめざす

社会保障制度改革や地域福祉の推進において「地域共生社会」の実現が目標とされているなかで、だれもが“ともに”暮らす社会づくりをめざしてきた障害福祉の取り組みを活かすとともに、「誰一人取り残さない」ことを目標に掲げるSDGsの考え方や、「住みたい、住み続けたいと感じる魅力あるまちづくり」をめざす本市の総合計画とも連動させて、すべての人の権利がまもられ、一人ひとりが“自分らしく”生活できる地域づくりをいっそう推進することを重視し、すべての取り組みを推進します。

(2) ライフステージを通じて支援する

「地域共生社会」は、公・民の多様な主体が連携し、生活に関わるさまざまな分野の制度の枠を超えて、包括的に支援するしくみづくりをめざしています。障害のある人が児童期、成人期、高齢期などの各々のライフステージで必要とする支援を充実するとともに、生活の継続性に対応した支援を行っていくよう、いっそう幅広く連携してサービスや活動を推進します。そのなかで、人口構成の高齢化にともなって大きな課題となっている高齢期の障害者・支援者等への支援や、いわゆる“親亡き後”の暮らしへの支援などにも取り組んでいきます。

(3) 災害や感染症に備える

近年、南海トラフ地震の懸念や気候変動による風水害の増加など、自然災害への市民の不安が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症が生活や社会経済に大きな影響を与えていることもふまえ、災害や感染症への備えや発生時の対応などを意識して、各サービスや活動を推進します。あわせて、災害や感染症については市民の関心が高いことから、それらが発生したときに弱い立場に置かれがちな障害者の課題をみんなが“わがごと”として理解し、平時からのつながりや支えあいにつながるよう、意識した取り組みもすすめていきます。

3. 障害者・障害児支援の【成果目標】

本市では障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に関する国・府の基本指針で示されている事項に加え、障害者長期計画で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みを推進するためつぎの【成果目標】を設定し、市民、団体、事業者、関係機関等との協働のもとで、体系的な取り組みを展開します。

【推進体系】	【成果目標】
1. 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進	① 多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進 ② 「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 [◎] ③ 権利をまもり、差別や虐待を防止する取り組みの推進
2. 多様な地域生活を支えるサービス等の充実	④ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎] ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [◎] ・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実 [◎] ⑤ 多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実 ⑥ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進 [○]
3. ライフステージを通じた発達支援の充実	⑦ 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 [◎] ⑧ 支援教育・高等教育の充実 ⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進 [○]
4. 自己実現をめざす就労や社会参加の支援の充実	⑩ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎] ⑪ 福祉的就労や中間就労などの多様な就労の推進 [※] ⑫ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援 [○]
5. 安心して心豊かに暮らせる地域づくり	⑬ 「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進 [○] ⑭ だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり ⑮ 安全・安心して暮らせる防災・防犯・交通安全等の取り組み
6. 障害者支援のネットワークと担い手づくり	⑯ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実 ⑰ 計画のP D C Iを通じた全庁的な障害者支援の推進 ⑱ 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上 [◎]

[◎] 国の基本指針で成果目標として示された事項

[○] 個別施策にかかる見直しとして示された事項

[※] 大阪府の基本的な考え方で示された成果目標に関する事項

その他 寝屋川市障害者長期計画に基づき市が独自に定めた成果目標

《国・府の指針に基づく数値目標等》

国の基本方針、府の基本的な考え方に基づき、以下の【成果目標】について、数値等による目標を設定しました。

【成果目標 ②】「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実

《数値目標等》

- ・ 基幹相談支援センター 1 か所（継続して設置・運営）

《設定の考え方》

相談支援体制の充実・強化等を図るため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村に設置することを目標としています。本市では平成27年度に基幹相談支援センターを設置しており、引き続き運営を行っていくこととします。

【成果目標 ④】地域生活への移行に向けた支援の充実

《数値目標等》

- ・ 地域移行者数 令和5年度末までに8人
- ・ 施設入所者の削減数 令和5年度末までに2人

《設定の考え方》

福祉施設から地域生活に移行する人数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上とされており、本市では、令和元年度末の施設入所支援利用者124人の6%にあたる8人を目標値として設定します。また、福祉施設入所者の人数の削減目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上とされており、本市では、令和元年度末の施設入所支援利用者124人の1.6%にあたる2人を目標値として設定します。

【成果目標 ④】地域生活への移行に向けた支援の充実

・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《数値目標等》

- ・ 精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数 316日 [府の目標値]
- ・ 精神病院での1年以上の長期入院者数 116人 [同上]
- ・ 精神病院の早期退院率 入院後3か月時点 69% [同上]
入院後6か月時点 86% [同上]
入院後12か月時点 92% [同上]

《設定の考え方》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するうえでの目標として、精神障害者が精神病床から退院して1年以内の地域での平均生活日数は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では316日とされています。また、大阪府は府域の実績をふまえて令和5年6月末時点の精神病院の全入院患者を16,000人と推計し、そのなかでの1年以上の長期入院者の割合を54.3%とするよう独自の目標を設定しており、府内の各自治体で按分すると本市では116人となります。さらに、早期退院を推進する観点からの目標としての入院後3か月時点、6か月時点、12か月時点の退院率は、それぞれ69%、86%、92%とされています。

これらは市独自で実績を検証することが難しいため、府の目標を念頭に置いて、地域生活への移行と定着の支援を着実に推進することとします。

【成果目標 ④】 地域生活への移行に向けた支援の充実

・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実

《数値目標等》

- | | |
|---------------|-----------|
| ・地域生活支援拠点等の確保 | 1か所（面的整備） |
| ・運用状況の検証・検討回数 | 1回 |

《設定の考え方》

地域生活支援拠点等について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、各市町村または障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、運用状況を年1回検証、検討することとされています。

本市では、面的整備の手法での「地域生活支援（拠点）システム」の整備を平成30年度より推進しており、自立支援協議会の全体会で毎年検証、検討を行いながら、引き続き充実を図っていくこととします。

【成果目標 ⑦】 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実

《数値目標等》

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ・児童発達支援センターの設置数 | 3か所 |
| ・保育所等訪問支援を実施する事業所数 | 3か所 |
| ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 1か所 |
| ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 3か所 |
| ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 設置 |
| ・医療的ケア児等コーディネーターの配置数 | 2人 |

《設定の考え方》

障害児支援の提供体制を整備するため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。本市では指定管理者制度で運営している市立あかつき・ひばり園を児童発達支援センターとし、保育所等訪問支援も実施していることから、継続して事業を実施することとします。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、府域で把握している重症心身障害児の人数を事業所の平均的な登録児童数で割った目標値を設定することとしています。これに基づき、本市では令和5年度に児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を3か所とすることを目標値として設定します。

医療的ケア児への支援を推進するため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和5年度末までに医療依存度の高い重症心身障害児者等に関する関係機関の協議の場を設置することとしています。また、医療的ケア児等コーディネーターを、令和5年度末までに、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に地域の実情に応じて配置することとしています。本市では、平成30年度に自立支援協議会に「医療的ケア児支援検討会」を設置しており、いっそうの活性化を図るとともに、医療的ケア児等コーディネーターとして2人（福祉関係1人、医療関係1人）を配置することを目標値として設定します。

【成果目標 ⑩】 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実

《数値目標等》

・ 就労移行支援事業等からの一般就労者数	令和5年度に104人
《内訳》 就労移行支援	82人
就労継続支援A型	14人
就労継続支援B型	8人
・ 就労定着支援事業の利用者数	令和5年度に62人
・ 就労定着率が8割以上の事業所	令和5年度に7割以上

《設定の考え方》

就労移行支援事業等の日中活動系のサービスを利用して企業等での一般就労に移行する人の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、令和元年度実績の1.27倍とし、利用する事業別では、就労移行支援が1.30倍、就労継続支援A型が1.26倍、就労継続支援B型が1.23倍とすることとされています。これに基づき、就労移行支援は令和元年度実績の63人の1.30倍の82人、就労継続支援A型は令和元年度実績の11人の1.26倍の14人、就労継続支援B型は令和元年度実績の6人の1.23倍の8人の、あわせて104人を目標値として設定します。

就労定着支援の利用者数の目標は、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、就労移行支援事業等を利用して一般就労した人の7割としており、89人の7割にあたる62人を目標値として設定します。また、就労定着支援の就労定着率について、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされており、本市でも7割以上を目標値として設定します。

【成果目標 ⑪】 福祉的就労や中間就労などの多様な就労の推進

《数値目標等》

- ・ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額 9.108円（月額）

《設定の考え方》

大阪府は、府独自の成果目標として、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見をふまえて工賃の平均額の目標を定め、市町村においても管内の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標工賃をふまえて設定することとしています。本市では、市内事業所の目標工賃の平均額は8,280円ですが、令和元年度実績が8,842円であることから、市などによる優先調達等も積極的に行いながら、事業所の目標工賃を10%高めて9.108円とすることを目標値として設定します。

【成果目標 ⑱】 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上

《数値目標等》

- ・ 報酬の審査体制の強化
- ・ 指導権限を有する者との協力連携
- ・ 適正な指導監査等の実施

《設定の考え方》

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、国の基本指針をふまえた府の基本的な考え方では、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行うこと、不正請求等の未然防止や発見のため審査事務を担っている市町村との連携体制を構築すること、都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者・指定障害児通所支援事業者等に対する指導について府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置することとし、市町村も不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等に取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について目標を設定することとしています。本市でもこれらの目標をふまえ、取り組みを推進することとします。

《重点的に取り組む事項》

18項目の【成果目標】に基づく取り組みを計画的、体系的に推進するうえで、障害者支援の基軸となるつぎの4つの【成果目標】を特に重点的に取り組む事項と定め、下記の「先導的な取り組み」をはじめとして積極的に推進していきます。

【成果目標 ②】「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実

“自分らしい”生活をおくるための支援を行ううえでの“要”となる相談支援を的確に利用できるよう、基幹相談支援センターを中心したネットワークを充実するとともに、地域福祉計画を通じて推進する包括的な相談体制づくりの取り組みとも連動させて、身近なところで相談でき、適切な支援につながりしよみの充実と体制の確保や、一人ひとりの“思い”に寄り添う相談支援を行うためのスキルを高める取り組みを推進します。

《先導的な取り組み》

- ・ 包括的な相談体制づくりの取り組みとも連動した障害分野の相談支援のネットワークのあり方を協議する場を設置し、基幹相談支援センターの機能や、主任相談支援専門員の配置をはじめとする体制、ライフステージに応じた相談支援の質を高めるための連携や支援のあり方などについて検討します。
- ・ 自立支援協議会の相談支援部会が中心となって、相談支援事業者や相談支援専門員の確保に向けた検討や、スキルアップのための研修などを実施します。

【成果目標 ⑤】多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実

障害のある人が地域で生活するうえでのニーズが多様化、複雑化し、多岐にわたる分野の機関や団体、事業者などがいっそう連携して効果的に支援をすすめるとともに、新たなサービス、活動、担い手などを創出していくことが求められています。そのため、幅広い関係者等のネットワークを活かして検討をすすめながら、いっそう協働した取り組みを行っていきます。また、重要な課題のひとつとして、障害のある人や介護する家族などの高齢化がすすんでいることをふまえ、高齢期の障害者・支援者への支援や、いわゆる“親亡き後”の支援、8050問題などに、関連する分野とも連携して取り組みます。

《先導的な取り組み》

- ・ 地域生活支援調整会議をはじめとする自立支援協議会の各会議などを通じて把握された、分野を超えた課題への効果的な対応をすすめるため、課題に応じて部会を横断した検討や連携ができるしよみを構築し、各分野が協働できる支援体制づくりを推進します。

- ・障害者や支援者が高齢化していることをふまえ、高齢障害者や“親亡き後”の支援、8050問題などについて対応に向けた検討などとする場を設置し、高齢分野で取り組まれている地域包括ケアシステムなどとも連携して取り組みをすすめるよう、庁内連絡会の生活支援ワーキング等を通じて検討します。

【成果目標 ⑦】多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実

支援を必要とする子どもが増加し、発達障害、医療的ケア、精神障害なども含めて支援のニーズが多様化していることをふまえ、母子保健や子育て支援、教育などの分野といっそう連携した障害児支援をすすめていくことが求められています。そのため、継続的な支援を行っていくうえで課題となっている義務教育終了後の年代も含め、いっそう多様な機関などが情報や課題を共有し、連携できる取り組みを推進します。

《先導的な取り組み》

- ・障害児支援のニーズが増加し、多様化、複雑化していることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会や障害児関係機関協議会等を通じて、連携が希薄になりがちな高校生年代などを含め、各年代の障害児支援や子育て支援に関わる部局や機関・団体等が課題を共有し、いっそう連携を強化して対応していくための協議と取り組みをすすめます。

【成果目標 ⑩】障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実

就労支援を通じて多くの人が企業等に就職するなかで、生活面の課題などにより就労の継続が難しい人などへの支援が大きな課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症が経済に与えている打撃により、障害者の雇用の継続や新規の採用などにも大きな影響が生じていることをふまえ、就業と生活などの一体的な支援をいっそう推進するよう、就労支援と生活支援の関係者等が連携して検討し、取り組みを推進します。

《先導的な取り組み》

- ・自立支援協議会の就労支援部会と相談支援部会等が連携して協議し、就労分野と福祉分野の専門機関や相談支援・サービス提供を行う事業者等がいっそう連携して一体的な支援をすすめることができるしくみづくりや取り組みを推進します。
- ・自立支援協議会の就労支援部会を中心として関係部局・機関・団体等が課題の共有や支援の方策を検討し、新型コロナウイルス感染症の障害者の就労への影響に対応した取り組みを推進します。

(1) 一人ひとりに寄り添う相談と権利擁護の推進

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 本人やまわりの人などがニーズに気づき、的確な支援や主体的な活動などにつながるように、ライフステージを通じた生活に関するさまざまな情報をしっかり伝えます。
→ 情報提供の推進
- ・ 必要ときにきちんとつながり、本人の意思を尊重しながら自分らしい生活をおくるために、きめ細かく、的確に支援する相談支援のしくみを構築します。
→ 相談支援の推進
- ・ 弱い立場に置かれがちな人への差別や虐待を防ぎ、安心して暮らせるように支える包括的な権利擁護のしくみを構築し、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 権利擁護の推進

【成果目標】

① 多様な方法を活用した情報の発信と情報伝達の推進

【情報発信を充実します】

- ・ 障害者の生活や支援に関する公・民の多様な情報の発信を、インターネットやメール、スマートフォンなどのICT（情報通信機器）も含めた多様な方法や機会を活用して充実
- ・ わかりやすい情報発信のための工夫を、当事者のニーズや意見をふまえ、情報バリアフリーに配慮して推進

【情報を的確に受け取り、活用するための支援を推進します】

- ・ 必要な情報を得る意識やICTの活用などのスキルを高める呼びかけや、情報が得にくい人に伝える取り組みを、身近な団体や事業者等のつながりも活かして推進
- ・ 必要な情報の選択や活用を支援する取り組みを、各種の相談等を通じて推進

② 「包括的な支援」につながる相談支援体制の充実 [◎] 《重点的に取り組む事項》

【相談支援のネットワークを充実します】

- ・ ライフステージを通じた多様な課題に対応する継続的な相談支援を行うため、自立支援協議会等を通じた連携や、「地域共生社会」に向けた包括的な相談体制づくりの取り組みを通じて、相談機関等のネットワークを充実
- ・ 相談機関のネットワークを活かし、関係機関等の相互理解と情報共有、支援における連携強化のしくみづくりなどを推進

- ・生活の変化に適切に対応した支援を行うため、進学・卒業、就労や、地域移行などの“区切り”の時期の相談支援と、適切な引き継ぎなどを推進

【相談支援の体制を充実します】

- ・基幹相談支援センターが多様な相談支援に対応するネットワークの中心としての役割を担うとともに、主任相談支援専門員の配置等による相談支援体制の強化を推進
- ・計画相談支援・障害児相談支援をニーズに応じて着実に実施するよう、事業者や相談支援専門員の確保を推進
- ・さまざまな“困りごと”や不安を身近に相談できるよう、多様な相談のしくみと障害のある人への対応の充実を、地域福祉計画を通じた包括的な相談体制の充実の取り組み等と連動して推進
- ・当事者どうしが相談しあうピアカウンセリングなどを推進

《先導的な取り組み》

- ・包括的な相談体制づくりの取り組みとも連動した障害分野の相談支援のネットワークのあり方を協議する場を設置し、基幹相談支援センターの機能や、主任相談支援専門員の配置をはじめとする体制、ライフステージに応じた相談支援の質を高めるための連携や支援のあり方などについて検討します。

【相談支援の質を高めます】

- ・“自分らしい”生活を実現するため、自己決定を尊重・支援する相談支援を推進するよう、事業者の意識や相談支援専門員のスキルを高める取り組みや、サービス等利用計画のモニタリングチェックなどを推進
- ・セルフプランの充実を図るため、情報提供などの支援を充実するとともに、計画相談支援・障害児相談支援の利用を推進

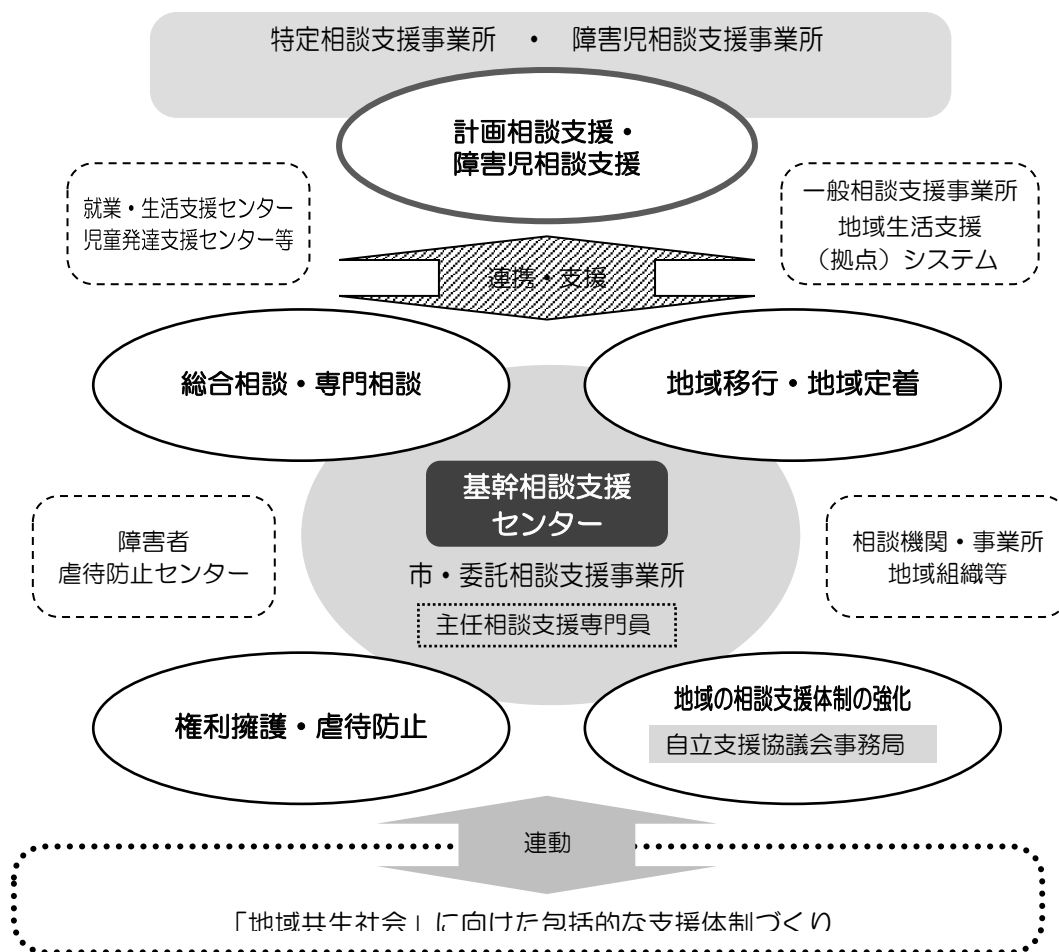
《先導的な取り組み》

- ・自立支援協議会の相談支援部会が中心となって、相談支援事業者や相談支援専門員の確保に向けた検討や、スキルアップのための研修などを実施します。

《数値目標等》

- ・基幹相談支援センター 1か所（継続して設置・運営）

《基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの充実》



③ 権利をまもり、差別や虐待を防止する取り組みの推進

【権利擁護への理解と実践を広げます】

- ・ 障害のある人の権利擁護への市民や事業者等の理解を広げるよう、多様な機会を活かして啓発・学習を充実
- ・ 啓発や学習の取り組みを活かし、日常的な配慮や支えあいなどの実践への参加を推進

【後見的支援を充実し、利用を促進します】

- ・ 成年後見制度等を必要に応じて利用できるよう、後見的支援を推進するしくみや体制の充実を、地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づく取り組みと連携して推進

【差別解消と適切な配慮を推進します】

- ・ 障害のある人への差別の解消に向けた啓発や相談、個別ケースの対応などの取り組みを、差別解消協議会を活かして推進
- ・ 市の各種事業等での差別解消や適切な配慮（合理的配慮）をいっそう推進するとともに、事業者等への呼びかけや情報提供などの支援を、障害者差別解消法の改正もふまえて推進

【虐待を防止します】

- ・ 障害のある人への虐待を防止するよう、広く市民に啓発を行うとともに、介護等の負担による虐待を防止するための支援や、意識・スキルを高める取り組みなどを推進
- ・ 虐待を発見した際の相談・通報を呼びかけるとともに、解決に向けた支援や資源の充実、高齢、児童、ドメスティックバイオレンス（配偶者等からの暴力）などの分野との連携などを推進

《合理的配慮》

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に制定された障害者差別解消法は、行政機関や事業者等に対して、不当な差別的な取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を定めています。

不当な差別的な取り扱いとは、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由として差別することです。

また、合理的配慮は、また、障害のある人から社会のなかにあるバリアを取り除くためになんらかの対応が必要だという意味が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものです。

(2) 多様な地域生活を支えるサービス等の充実

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・自分らしい生活を支えるために、障害の重度化・多様化や高齢化などによる新たなニーズや、制度の狭間などのニーズにも対応した障害福祉サービス等を推進します。
→ 障害福祉サービス等の推進
- ・保健・医療・福祉や住まいの確保などを連動させ、地域での生活を包括的に支援するためのしくみづくりや取り組みを、高齢分野などとも連動させて推進します。
→ 包括的な支援のしくみづくり

【成果目標】

④ 地域生活への移行に向けた支援の充実 [◎]

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 [◎]
- ・地域生活支援（拠点）システムの機能の充実 [◎]

【地域生活への移行を支援します】

- ・福祉施設や医療機関からの地域生活への移行や、家族から独立してひとり暮らしをする人などを支援するよう、移行と定着のための相談支援を、地域移行支援事業、地域定着支援事業等を含む多様なアプローチや手法で推進
- ・居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）等とも連携した地域での居住の場と支援体制の確保や、多様な生活のスタイルやニーズに応じた支援の展開、サービス・活動の提供・開発を、多様な機関や事業者等が連携して推進

【地域包括ケアシステムを充実します】

- ・精神障害をはじめ、地域生活への支援を医療・福祉や地域生活に関わるさまざまな分野が連携して効果的に行う地域包括支援ケアシステムを、自立支援協議会での連携や、高齢分野の取り組みとも連動させて推進

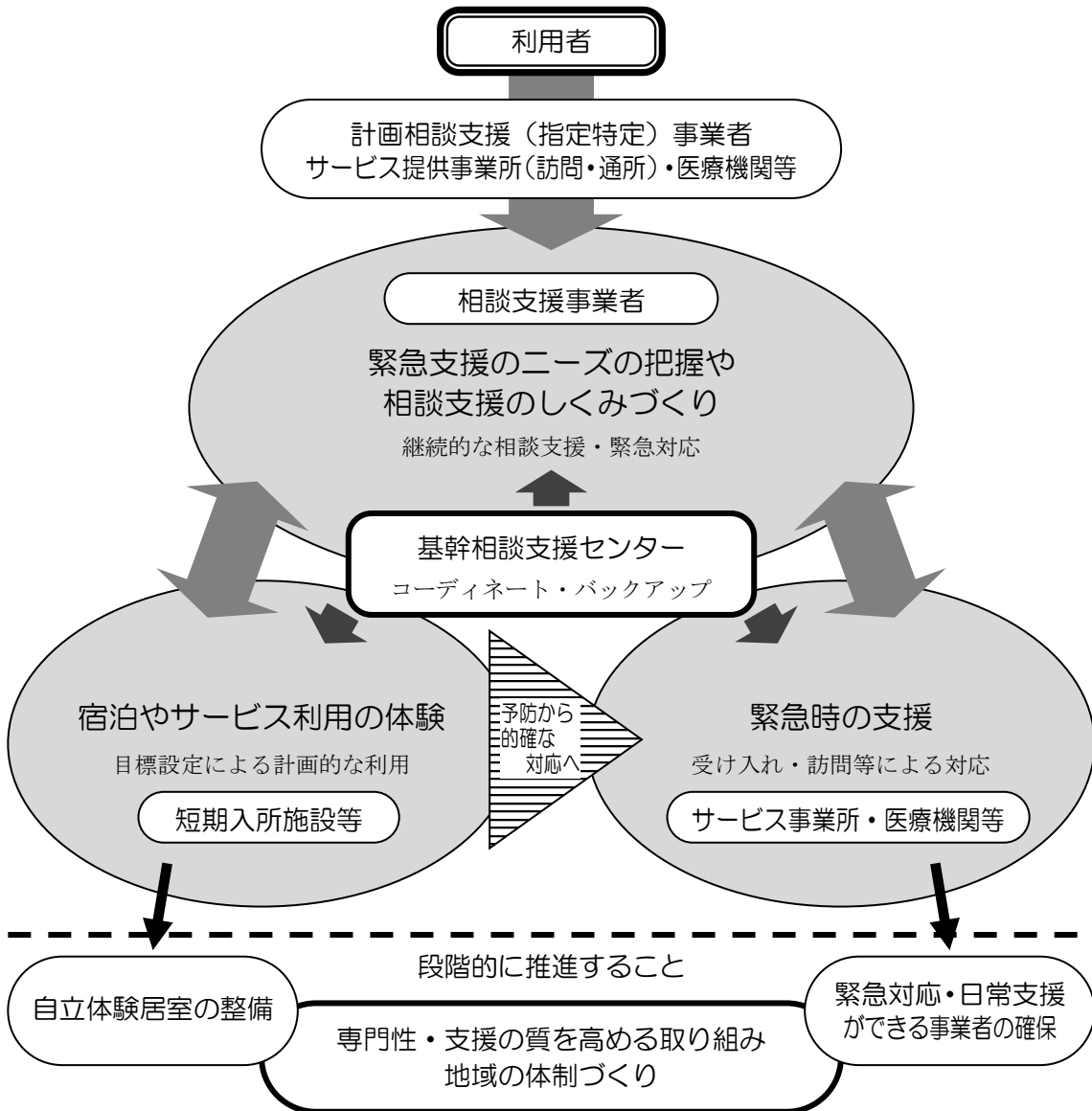
【地域生活支援（拠点）システムを充実します】

- ・地域で生活するうえでの緊急時などに的確な対応ができるよう、一時保護ができる居室の確保や“親亡き後”も見据えて宿泊の体験などに取り組みながら、相談や受け入れの体制づくり（拠点や施設、人材、情報共有のしくみ等）を推進
- ・拠点機能を活かして効果的に連携して支援するため、地域全体で支える体制の充実に向けた取り組みを推進

《数値目標等》

・地域移行者数	令和5年度末までに8人
・施設入所者の削減数	令和5年度末までに2人
・精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	316日 [府の目標値]
・精神病院での1年以上の長期入院者数	116人 [同上]
・精神病院の早期退院率	入院後3か月時点 69% [同上]
	入院後6か月時点 86% [同上]
	入院後12か月時点 92% [同上]
・地域生活支援拠点等の確保	1か所 (面的整備)
・運用状況の検証・検討回数	1回

《面的整備による地域生活支援（拠点）システム》



⑤ 多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実 《重点的に取り組む事項》

【生活支援サービス・活動を充実します】

- ・ 障害福祉サービス等をニーズに応じて的確に提供するため、本計画で定めた活動指標に基づき、事業者・従事者の確保と、適切な利用を促進するための取り組みを推進
- ・ 制度やサービスの狭間となるニーズに対応するため、他分野との連携なども含めたサービスや活動の開発や、柔軟な利用に向けた運用の改善などを推進、介護保険事業者による共生型サービスなども推進
- ・ 補助犬、介護ロボットやAIなどの新たな手法の開発・普及や利用を促進するよう、利用者への支援のしくみづくりなどを検討

《先導的な取り組み》

- ・ 地域生活支援調整会議をはじめとする自立支援協議会の各会議などを通じて把握された、分野を超えた課題への効果的な対応をすすめるため、課題に応じて部会を横断した検討や連携ができるしくみを構築し、各分野が協働できる支援体制づくりを推進します。

【複雑な“困りごと”などへの支援を推進します】

- ・ 生活困窮や複合的なニーズがある世帯などの複雑な“困りごと”に対応するため、分野や立場を超えた包括的、伴走的な支援のしくみづくりや新たなサービスの開発などを、地域福祉計画による包括的な相談体制づくりと連動して推進

【“親亡き後”などの問題に取り組めます】

- ・ 障害者や介護者の高齢化、“親亡き後”の生活、8050問題などへの支援のあり方を検討し、地域生活支援（拠点）システム等も活用した支援のしくみづくりなどを推進

《先導的な取り組み》

- ・ 障害者や支援者が高齢化していることをふまえ、高齢障害者や“親亡き後”の支援、8050問題などについての対応に向けた検討などとすすめる場を設置し、高齢分野で取り組まれている地域包括ケアシステムなどとも連携して取り組みをすすめるよう、庁内連絡会の生活支援ワーキング等を通じて検討します。

【サービス等の適切な利用を促進します】

- ・ サービス等をニーズに応じて適切に利用できるよう、情報提供の充実や手続きの改善、負担軽減などの支援を充実、発達障害や高次脳機能障害、難病の人などへの利用の呼びかけも推進
- ・ 支援が必要な人が自らのニーズに気づき認識したり、まわりの人が潜在的なニーズを把握し、相談や支援につなぐ取り組みを、地域福祉計画による包括的な相談体制の充実とも連動して推進

⑥ 障害に配慮した健康づくりや医療の推進 [○]

【健康づくりや重度化防止などを支援します】

- ・ 障害のある人も含め、市民の主体的な健康管理・心身の健康づくり、障害の特性をふまえた疾病や二次障害を予防して重度化を防止する取り組みを、健康増進計画や高齢者保健福祉計画と連動して支援
- ・ 健康管理や健康づくりに関する事業、地域での活動などでの、障害者への配慮を充実

【障害者に配慮した医療を充実します】

- ・ 難病や障害に応じた専門的な医療の受診の支援や、医療機関の受診・入院等での障害者への適切な配慮を推進

【依存症対策に取り組みます】

- ・ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の防止や対策などへの理解を広げるための啓発と、依存症の人や家族への支援の取り組みを、健康増進計画に基づいて推進

【感染症の予防や対策に取り組みます】

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防や対策を、市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」もふまえて推進

【(3) ライフステージを通じた発達支援の充実《障害児福祉計画》】

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・保健・医療・福祉や教育などの分野や、「公」と「民」の多様な主体が協働し、妊娠期・乳幼児期から学齢期、成人期へと継続して発達を支援する体制をつくります。
→ 発達支援の体制づくり
- ・障害を早期に発見し、一人ひとりの状況やニーズに応じて療育や訓練を、さまざまなところで継続して行う体制をつくります。
→ 障害の発見と療育の推進
- ・障害の有無にかかわらず、就学前から学齢期、成人期にかけて生涯にわたってともに学ぶための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
→ 生涯にわたる学習の推進

【成果目標】

⑦ 多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実 [◎]《重点的に取り組む事項》

【継続的な発達支援のネットワークを充実します】

- ・出生時、乳幼児期、義務教育期、高校生年代から成人期につながる公・民、幅広い分野の関係機関等の連携を強化、障害児施設入所児の18歳以上の支援も推進
- ・個別の教育支援計画・指導計画やサポート手帳等を活用して支援機関等が目標や情報を共有し、連携した支援を行うしくみづくりを推進

《先導的な取り組み》

- ・障害児支援のニーズが増加し、多様化、複雑化していることをふまえ、自立支援協議会の障害児部会や障害児関係機関協議会等を通じて、連携が希薄になりがちな高校生年代などを含め、各年代の障害児支援や子育て支援に関わる部局や機関・団体等が課題を共有し、いっそう連携を強化して対応していくための協議と取り組みをすすめます。

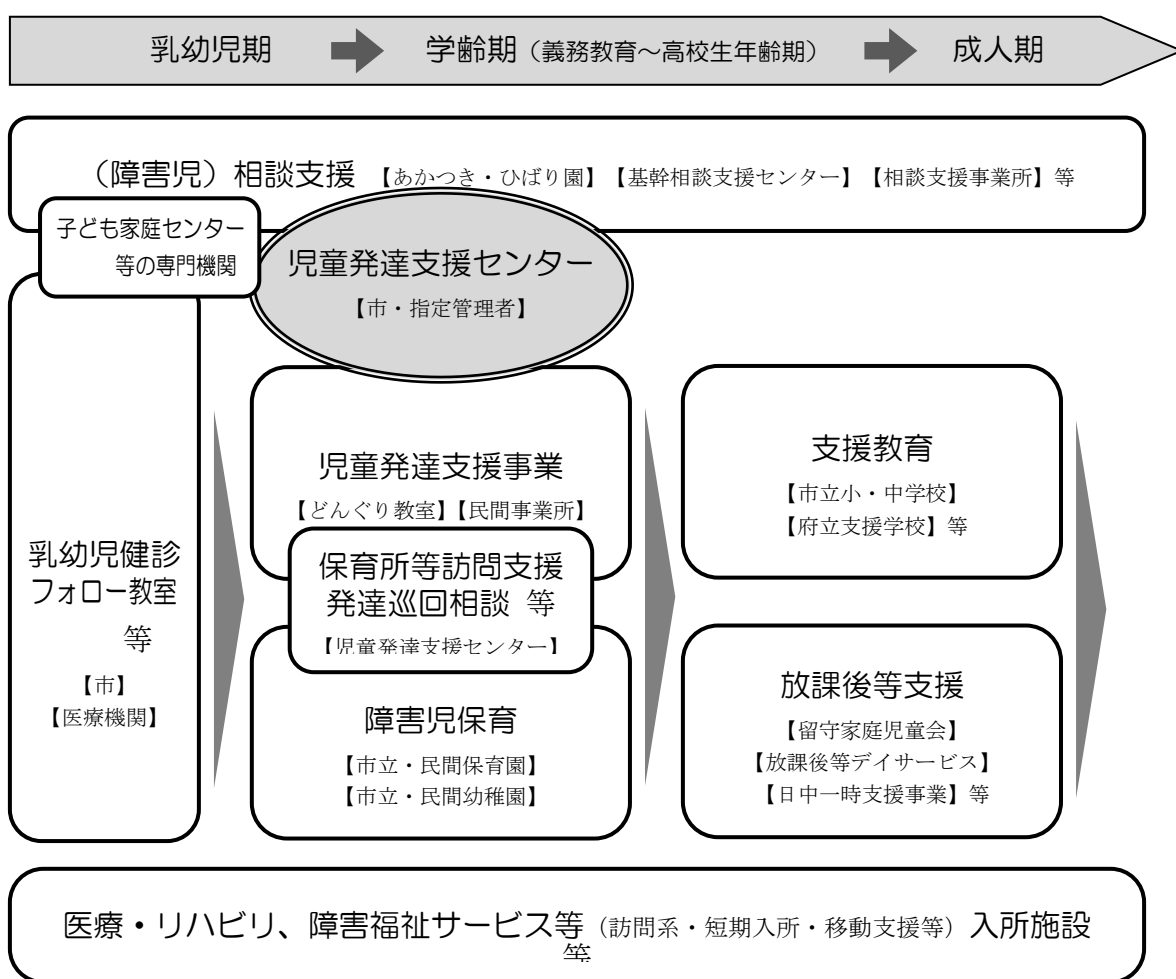
【障害児や保護者への支援を充実します】

- ・児童発達支援センターと関係機関等が連携し、発達障害や精神障害、医療的ケアなどを含む多様なニーズに応じた療育や放課後支援等を推進、障害児と健常児・地域がつながる取り組みもいっそう推進
- ・ペアレントプログラム等の保護者への支援をいっそう推進
- ・障害のある親や多問題世帯などに、子育て支援等の関連分野等とも連携した効果的な支援を推進

《数値目標等》

・ 児童発達支援センターの設置数	3 か所
・ 保育所等訪問支援を実施する事業所数	3 か所
・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所
・ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3 か所
・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	2 人

《継続的な障害児支援のネットワーク》



⑧ 支援教育・高等教育の充実

【支援教育を充実します】

- ・ 就学前の支援から継続した支援教育を行うための引き継ぎや連携などを充実
- ・ 一人ひとりのニーズにあった支援教育を行うため、地域の学校の教育環境の整備や支援学校との連携を強化
- ・ 学齢期の障害児への療育・リハビリテーション等の支援や、学校等での医療的ケア児等への支援、生活課題への支援などを、福祉分野の関係機関等とも連携して推進

【障害児者に配慮した高等教育を充実します】

- ・ 高等学校卒業後の学びの場づくりについての検討や、大学等との連携による高等教育への支援を推進

⑨ 生涯学習・スポーツや文化芸術活動の推進 [○]

【障害者に配慮した生涯学習・スポーツ、文化芸術活動等を推進します】

- ・ 生涯学習・生涯スポーツや、文化芸術活動、読書活動等への参加を促進するよう、ニーズをふまえたプログラムや場づくり、参加のための配慮や環境整備と支援などの充実を、社会教育推進計画等とも連動させて推進

(4) 自己実現をめざす就労と社会参加の支援の充実

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・自分らしい生活をおくるうえで多様な“思い”に基づく就労や社会参加ができるよう、選択できる場や障害に応じた環境づくり、踏み出すための支援などを推進します。

→ 就労や社会参加の推進

【成果目標】

⑩ 障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実 [◎] 《重点的に取り組む事項》

【障害者雇用を推進します】

- ・多様なニーズに応じた企業等での就労に向けた準備や実習等を通じた支援を、関係機関等の連携をいっそう強化しながら充実
- ・発達障害や難病などを含め多様なニーズのある人を受け入れる障害者雇用を推進するとともに、起業などによる就労の場づくりを生活困窮者自立支援の取り組みなどとも連携して推進

《先導的な取り組み》

- ・自立支援協議会の就労支援部会を中心として関係部局・機関・団体等が課題の共有や支援の方策を検討し、新型コロナウイルス感染症の障害者の就労への影響に対応する取り組みを推進します。

【就労定着のための支援を充実します】

- ・生活面の課題がある人などの就労定着のため、福祉分野の相談支援やサービス等と連動した支援を充実、就業している人の交流や居場所づくりも推進

《先導的な取り組み》

- ・自立支援協議会の就労支援部会と相談支援部会等が連携して協議し、就労分野と福祉分野の専門機関や相談支援・サービス提供を行う事業者等がいっそう連携して一体的な支援をすすめることができるしくみづくりや取り組みを推進します。

《数値目標等》

- | | |
|----------------------|------------|
| ・ 就労移行支援事業等からの一般就労者数 | 令和5年度に104人 |
| 《内訳》 就労移行支援 | 82人 |
| 就労継続支援A型 | 14人 |
| 就労継続支援B型 | 8人 |
| ・ 就労定着支援事業の利用者数 | 令和5年度に62人 |
| ・ 就労定着率が8割以上の事業所 | 令和5年度に7割以上 |

⑪ 福祉的就労や中間就労などの多様な就労の推進 [大阪府独自の成果目標を含む]

【ニーズに応じた福祉的就労を充実します】

- ・ 重度の障害がある人や高齢期の人、ひきこもりの人なども含めた多様なニーズに応じた、福祉的就労・中間就労や日中活動の場の確保を推進
- ・ 地域の状況をふまえた農福連携の取り組みを検討
- ・ 自己実現のためのやりがいのある仕事・活動づくりや、一人ひとりの状況に応じた支援を推進
- ・ 市などの優先調達や販路の拡大等の取り組みにより工賃向上を支援

《数値目標等》

- | | |
|---------------------------|------------|
| ・ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額 | 9,108円（月額） |
|---------------------------|------------|

⑫ 多様な社会参加の場づくりと参加の支援 [〇]

【社会参加の活動を支援します】

- ・ 学習・スポーツ・文化芸術やレクリエーションの活動、社会的な活動などへの参加を促進するよう、多様なニーズに応じた参加への支援や、事業・施設等での適切な配慮（合理的配慮）を推進

【身近な地域での活動や交流を推進します】

- ・ 障害のある人が参加しやすい地域の多様な居場所や活動の場を増やすとともに、参加や交流のきっかけづくりを推進

(5) 安心して心豊かに暮らせる地域づくり

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 障害のある人もない人もみんなが理解しあい、尊重しあってふれあい、一人ひとりが“できること・したいこと”で気持ちよく支えあうまちをつくります。
→ 理解し、支えあうコミュニティづくり
- ・ 一人ひとりの障害に配慮して移動やコミュニケーションなどのバリアをなくし、安全で快適に暮らせるまちをつくります。
→ バリアのないまちづくり
- ・ 「公」と「民」が力をあわせ、災害、犯罪、交通事故などから安全なだれもが安心して暮らせるまちと、いざというときに的確に支えあえるしくみをつくります。
→ 安全・安心なまちづくり

【成果目標】

⑬「地域共生社会」への理解と主体的な参加の促進 [○]

【「地域共生社会」の理解と取り組みを推進します】

- ・ 障害者支援がめざす「すべての人が“自分らしく”共生する地域づくり」の視点を活かして「地域共生社会」を理解し、だれもが“できること・したいこと”で参加・協働するよう、地域福祉計画と連携して推進
- ・ 「共生」の視点で障害や障害のある人の生活などへの理解をすすめるための学習や交流を、学校、地域、職域などの多様なところで推進

【地域生活を支えあう活動を推進します】

- ・ 障害のある人の生活を支える地域福祉活動等を推進するよう、市民・当事者の理解と参加を促進して支え手を増やす取り組みや活動への支援を、地域福祉計画・活動計画と連動して推進
- ・ 当事者どうしが支えあうピア活動や社会参加の活動をいっそう推進するよう、団体等と連携して推進
- ・ 障害者の身近な地域での交流やつながりを活かした日常的な支えあいのしくみづくりを、多くの人に関心をもつ災害などの緊急時の支えあいなども活かして推進

⑭ だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

【バリアのないユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます】

- ・さまざまな障害に配慮するとともに、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、都市施設や情報発信などのバリアフリー化やさまざまな場面での配慮・工夫を、ICTなども活用して推進

【移動の支援を充実します】

- ・日常生活や社会参加を支援するため、公共交通サービス等の充実と障害者の利用への支援、個別のニーズに応じた移動を支援するサービス等との連携による取り組みを推進

⑮ 安全・安心に暮らせる防災・防犯・交通安全等の取り組み

【災害への備えや避難等の支援を充実します】

- ・災害時に安全に避難ができるよう、新型コロナウイルス感染症への対策などもふまえ、自宅避難なども含めた避難のあり方の検討や、障害者に配慮した防災マニュアルの作成・普及を推進
- ・自宅避難をする人への支援を含め、ニーズに応じた避難所（地域の避難所、福祉避難所等）の施設・設備や運営体制の整備、必要な物資やサービス等の確保、障害者支援バンダナ等も活用した支援体制づくりを推進

【障害者に配慮した防犯や交通安全を推進します】

- ・障害者に配慮した防犯や交通安全の取り組みをすすめるよう、当事者の参加も得ながら理解を広げるための啓発や地域ぐるみの取り組み、防犯カメラ等も含めた設備等の整備などを推進
- ・医療観察法の対象者への支援なども含め、障害のある人の犯罪などを防ぐための取り組みを、地域福祉計画（再犯防止推進計画）等とも連携して推進

(6) 障害者支援のネットワークと担い手づくり

【取り組みの方向と目標】（障害者長期計画）

- ・ 障害者の生活に関わる多様な主体が協働し、それぞれの“強み”活かした効果的な支援のしくみづくりや取り組みを、計画的に推進します。
→ 障害者支援のネットワークづくり
- ・ さまざまな障害者支援の担い手を増やすとともに、自分らしい生活を支えるという視点で支援の質を高めていきます。
→ 障害者支援の担い手づくり

【成果目標】

⑩ 自立支援協議会を活かした障害者支援のネットワークの充実

【自立支援協議会の活動を推進します】

- ・ 自立支援協議会を通じて公・民の関係機関等の連携をいっそう強化するとともに、分野を横断するしくみを構築し、課題に効果的に対応する取り組みを推進

【「地域共生社会」を活かした連携のしくみづくりに取り組みます】

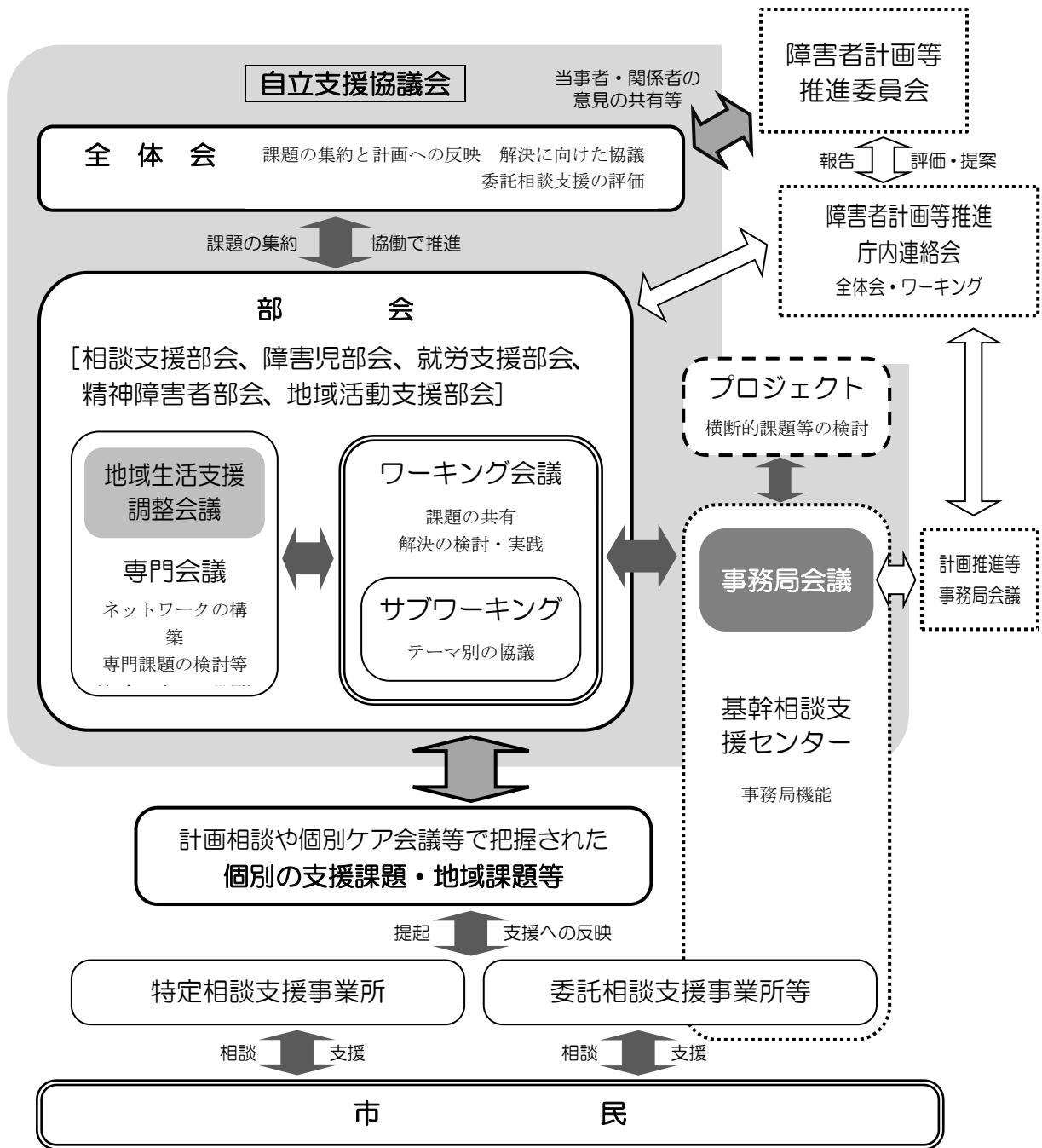
- ・ 多様な立場の人や組織が参加し協働する「地域共生社会」づくりを通じて、公・民や分野の枠を超えた連携を推進するよう、地域福祉計画等と連携した取り組みを推進

⑪ 計画のPDCIを通じた全庁的な障害者支援の推進

【PDCIサイクルで計画を推進します】

- ・ PDCIサイクルで効果的に計画を推進するため、計画推進シートをいっそう充実し、庁内連絡会・自立支援協議会等で共有・連携した取り組みを推進
- ・ 計画推進委員会や自立支援協議会の地域活動支援部会（タウンミーティング）等を通じて、当事者の声を計画や実践に活かす取り組みを推進

《自立支援協議会の構成と連携による取り組み》



⑩ 障害者支援の多様な人材の確保と支援の質の向上 [◎]

【障害者支援の人材確保に取り組みます】

- ・ 障害者を支援するサービス等の担い手を確保するため、いっそうやりがいと魅力のある仕事にするよう就業環境の充実や生産性の改善、福祉の仕事への理解を広げる取り組みなどを地域福祉計画等と連携して推進
- ・ 当事者の参加も含め、地域での支えあいなどの活動をすすめる支え手づくりを、地域福祉計画等と連携して推進

【サービスや活動の質を高めます】

- ・ 多様な担い手が連携していっそう自立を支える質の高い支援を行うとともに、強度行動障害、高次脳機能障害の人などを支援する体制を確保するよう、市、福祉サービスの事業者や従事者、障害者を支える地域福祉活動の支え手などの意識やスキルを高めるための研修などを、自立支援協議会等とも連携して推進
- ・ サービスの質を高めるよう、自立支援協議会での評価、第三者評価等も含む情報公開やオンブズマン制度の活用、利用者意見の反映などによる取り組みを推進

《数値目標等》

- ・ 報酬の審査体制の強化
- ・ 指導権限を有する者との協力連携
- ・ 適正な指導監査等の実施

4. 成果目標を実現するうえでの【活動指標】

国・府の基本指針では、【成果目標】を達成するための【活動指標】となるサービスや事業の量を見込むこととしており、国・府が示した【成果目標】に対応する【活動指標】を以下のように定めます。

なお、本市が独自に設定した【成果目標】については、年度ごとに作成する「計画推進シート」で具体的な取り組みを定め、PDC Iサイクルで推進していきます。

(注) 国で制度の内容等が検討中の事業もあり、今後、変更する可能性があります。

(1) 障害福祉サービスの見込量

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスを、第5期計画での利用実績や新たなニーズをふまえ、つぎの見込量に基づいて推進します。

なお、障害福祉サービスの対象である難病の人（障害のない人）を区分した見込量の推計は行っていませんが、ニーズをふまえたサービス提供をすすめていきます。

① 訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の支援などを行う訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が、市内・市外の事業者によって提供されています。

第6期においても、各サービスをニーズに応じて提供できるよう、NPO法人や営利法人等も含めた多様なサービス事業者と、ヘルパー等の従事者の確保を図るとともに、重度の障害や強度行動障害、高次脳機能障害のある人への対応なども含めたスキルアップへの支援を推進します。

② 短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや、介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市が設置し指定管理者制度で運営している短期入所施設「大谷の里」を含め、市内・市外の事業者によって提供されています。平成30年度からは地域生活支援（拠点）システムの整備の一環として、短期入所を活用した「体験宿泊プログラム事業」も実施しています。

第6期においても、各事業所の受け入れ体制の拡充、グループホームへの併設などにより、受け皿を増やすための取り組みを推進します。

【訪問系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：時間 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	居宅介護	5,222	5,255	5,288
		158	159	160
	重度訪問介護	5,029	5,146	5,263
		43	44	45
同行援護	2,070	2,096	2,122	
	79	80	81	
重度障害者等包括支援	839	879	919	
	4	4	4	
知的障害者	居宅介護	2,647	2,733	2,818
		124	128	132
	重度訪問介護	643	771	900
		5	6	7
行動援護	492	539	586	
	21	23	25	
重度障害者等包括支援	538	558	578	
	2	2	2	
精神障害者	居宅介護	3,934	4,075	4,215
		280	290	300
	重度訪問介護	30	40	50
3		4	5	
行動援護	15	15	15	
	2	2	2	
障害児	居宅介護	277	292	307
		19	20	21
	同行援護	11	11	11
1		1	1	
行動援護	44	58	73	
	3	4	5	
合計	居宅介護	12,080	12,355	12,628
		581	597	613
	重度訪問介護	5,702	5,957	6,213
		51	54	57
	同行援護	2,081	2,107	2,133
		80	81	82
行動援護	551	612	674	
	26	29	32	
重度障害者等包括支援	1,377	1,437	1,497	
	6	6	6	

【短期入所の見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	身体障害者	395	403	411
		51	52	53
	知的障害者	983	1,014	1,046
		156	161	166
	精神障害者	103	112	122
		11	12	13
障害児	95	103	111	
	24	26	28	
合計	1,576	1,632	1,690	
	242	251	260	

③ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として生活介護、療養介護、また、訓練等給付として自立訓練（機能訓練・生活訓練（宿泊型を含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）が、市内・市外の事業者によって提供されています。なお、市内には自立訓練（機能訓練）の事業所はなく、市外の事業所が利用されています。

【日中活動系サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	生活介護	2,585	2,620	2,655
		149	151	153
	自立訓練(機能・自立訓練)	45	45	45
		3	3	3
	就労移行支援	104	104	104
		6	6	6
	就労継続支援（A型）	390	390	390
		21	21	21
	就労継続支援（B型）	406	421	437
		26	27	28
知的障害者	生活介護	10,374	10,474	10,574
		520	525	530
	自立訓練(機能・自立訓練)	417	455	493
		22	24	26
	就労移行支援	734	752	770
		41	42	43
	就労継続支援（A型）	790	790	790
		42	42	42
	就労継続支援（B型）	3,980	4,169	4,359
		210	220	230
精神障害者	生活介護	639	690	742
		62	67	72
	自立訓練(機能・自立訓練)	506	516	525
		53	54	55
	就労移行支援	1,282	1,313	1,344
		83	85	87
	就労継続支援（A型）	1,028	1,028	1,028
		61	61	61
	就労継続支援（B型）	2,257	2,371	2,485
		198	208	218
合計	生活介護	13,598	13,784	13,971
		731	743	755
	自立訓練(機能・自立訓練)	968	1,016	1,063
		78	81	84
	就労移行支援	2,120	2,169	2,218
		130	133	136
	就労継続支援（A型）	2,208	2,208	2,208
		124	124	124
	就労継続支援（B型）	6,643	6,961	7,281
		434	455	476
就労定着支援	[人]	66	76	86
療養介護	[人]	22	22	22

平成30年度から実施されている、就労移行支援などを利用して一般企業に就労した人が、環境の変化に適用できるようにサポートする就労定着支援も含め、支援学校を卒業する人や、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などの日中活動の場として、ニーズに応じた種類のサービスが提供できるよう、事業所の確保を図ります。

また、各事業所において医療的ケアが必要な人や行動障害がある人などへの支援、利用者の高齢化への対応をすすめていくよう、従事者の確保やスキルアップ、施設・設備の整備などの取り組みも推進します。

④ 居住系サービス

居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援と、グループホームや入所施設などから出てひとり暮らしを希望する人を定期的に訪問したり電話などでの相談を通じて支援する自立生活援助が、市内・市外の事業者によって提供されています。

福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人、障害児施設から地域移行する人、家族から独立して生活する人、いわゆる“親亡き後”の生活の場としてのニーズに対応するよう、地域生活支援（拠点）システムの整備とも関連づけながら、利用者の就労や日中活動との連絡調整なども行う日中サービス支援型共同生活援助も含めた施設の整備や、世話人の確保に向けた取り組みを推進します。

また、安定して事業が運営できる適正な報酬体系とするよう、引き続き国に要望するとともに、重度の人のニーズへの対応なども含めたグループホームの整備などを推進する方策を検討します。

【居住系サービスの見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者	共同生活援助	13	14	15
	施設入所支援	24	24	24
	自立生活援助	1	2	3
知的障害者	共同生活援助	245	260	275
	施設入所支援	90	90	89
	自立生活援助	2	4	6
精神障害者	共同生活援助	53	58	63
	施設入所支援	3	3	3
	自立生活援助	4	5	6
合計	共同生活援助	311	332	353
	施設入所支援	117	117	116
	自立生活援助	7	11	15

⑤ 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

サービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングを行う計画相談支援、地域生活に移行する人などを支援する地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、市内・市外の事業者によって提供されています。

計画相談支援は、相談支援専門員によるプランの作成に加え、サービス利用者が自ら作成するセルフプランでも行われていますが、相談支援専門員による作成を基本とするよう、事業所と相談支援専門員の確保に向けて、障害福祉サービス等を提供する事業所や、介護保険のケアプランを作成する事業所などとも連携して取り組みます。また、セルフプランの充実を図るよう、福祉事務所や委託相談支援事業所等による支援を行っていきます。

第6期計画では、相談支援体制の充実・効果を図るため、中核機関である基幹相談支援センターの設置や、相談支援事業者に対する助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取り組みについて活動指標定めることとされました。本市では、平成27年度から市と委託相談支援事業所が協働して基幹相談支援センターを運営しており、中核機関としての機能をいっそう発揮するよう充実を図りつつ、地域自立支援協議会の相談支援部会等を通じて相談支援事業者と連携し、いっそう適切な相談支援を行うための助言や、相談支援専門員のスキルアップを図るための取り組みなどを推進します。

【相談支援の見込量】（1か月あたり）

[人]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	身体障害者	58	68	78
	知的障害者	184	204	224
	精神障害者	158	168	178
	障害児	3	4	5
	合計	403	444	485
地域移行支援	身体障害者	1	1	1
	知的障害者	1	1	1
	精神障害者	3	4	5
	合計	5	6	7
地域定着支援	身体障害者	2	2	2
	知的障害者	3	3	3
	精神障害者	5	6	7
	合計	10	11	12

【相談支援体制の充実・強化のための取り組みの見込量等】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する助言・指導 [件]	6	6	6
相談支援事業者の人材育成の支援 [件]	6	6	6
相談機関との連携強化の取り組み [回]	6	6	6

⑥ 発達障害者等に対する支援

第6期計画では、発達障害を早期に発見し適切な支援つなぐうえで重要な家族への支援を推進するため、保護者等が発達障害の特性を理解し、適切な対応をするうえで必要となる知識や方法を身につけるためのペアレントトレーニング等のプログラムやペアレントメンター、ピアサポートなどの活動を推進するための取り組みについて活動指標を定めることとされました。

本市では、児童発達支援センターが地域の保護者交流会を実施するとともに、当事者団体によるサポート手帳の学習会などが行われており、今後も子育て支援や教育などの分野と連携し、保護者の支援スキルの向上や、子育てに難しさを感じる保護者どうしのコミュニケーションの支援を推進します。

【発達障害者支援の見込量】(年)

[人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数	10	10	10
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポート活動への参加人数	14	14	14

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉等の分野の関係者などによる協議の場の開催や目標の設定、評価などの取り組みについて活動指標を定めることとされました。

本市では、平成30年度から、自立支援協議会の精神障害者部会会議と連動させて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置し、関係機関等での情報共有や課題解決に向け協議を行っており、今後も目標の設定や評価等も行いながら、精神障害者部会のワーキング会議やサブワーキングなどでの協議や協働を通じて、精神障害のある人の地域生活を支援するための取り組みを推進します。

【地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの見込量等】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
協議の場の参加者数	保健分野	1人	1人	1人
	医療分野	4人	4人	4人
	福祉分野	3人	3人	3人
	介護分野	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	0人	0人	0人
協議の場での目標設定		実施	実施	実施
協議の場での評価の実施回数		1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援		3人	4人	5人
精神障害者の地域定着支援		5人	6人	7人
精神障害者の共同生活援助		53人	58人	63人
精神障害者の自立生活援助		4人	5人	6人

⑧ 障害福祉サービス等の質の向上に資する制度の理解や適切な事務の推進

第6期計画では、市や事業者などの職員が障害者自立支援法の内容を理解し、適正な報酬請求等を行って事務負担を軽減することで、サービス提供などに注力して質の向上につながるよう、研修や指導監査について活動指標を定めることとされました。

本市では、市の指導監査の担当職員が府の連絡会に参加して困難事例等の共有を行うとともに、ケースワーカーが府などの各種研修に参加してスキルアップを図っており、今後も積極的に参加し、指導監査や自立支援協議会の各ワーキング会議等を通じて事業者等と共有することを通じて、報酬請求事務の適正化やケース対応等の質の向上に努めていきます。

【サービスの質を向上する取り組みの見込量等】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種研修の年間参加人数		2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	体制	(検討中)	(検討中)	(検討中)
	年間実施回数	●回	●回	●回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制	設置	設置	設置
	年間共有回数	1回	1回	1回

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業について、本市では、《必須事業》として位置づけられた事業と、市が判断して実施する《任意事業》を、つぎのように実施します。

《必須事業》

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人の生活などへの理解を深めるため、広く市民に向けた研修や啓発を、講演会や交流の機会となるイベント等を通じて実施します。

また、パンフレットやホームページなどによる広報活動も実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人や家族などが、生活の向上や社会参加のために自発的に行う当事者活動を支援するよう、障害のある人どうして相談を行うピアカウンセリングを、委託相談支援所や自立支援協議会の地域活動支援部会等と連携して推進します。

③ 相談支援事業

[基幹相談支援センター]

障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターでは、市と障害者相談支援事業を委託する事業所と連携して、「総合相談・専門相談」、「地域移行・地域定着の支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「権利擁護・虐待防止」の4つの機能に基づく事業を推進します。

[障害者相談支援事業]

障害のある人や介助者・支援者などからのさまざまな相談に応じ、社会資源の活用などによる生活や権利擁護などへの支援を行う事業を、基幹相談支援センター等機能強化事業とあわせて4か所の相談支援事業所に委託して実施します。

[基幹相談支援センター等機能強化事業]

地域移行や権利擁護・虐待防止の取り組み、専門的な指導・助言や人材育成への支援に関する業務を4か所の相談支援事業所に委託し、基幹相談支援センターの事業実施体制を強化します。

[住宅入居等支援事業]

地域で自立した生活をおくるための賃貸住宅への入居などに関する支援を、委託相談支援事業所で実施します。

[障害児等療育支援事業]

在宅の障害児等を訪問し、療育に関する相談や指導を行う事業を、児童発達支援センター等が連携して実施します。

[自立支援協議会]

「公」と「民」の連携による障害者支援の推進体制を強化するとともに、相談支援事業の効果的かつ中立・公正な実施を推進するよう、基幹相談支援センターが事務局機能を担って、自立支援協議会を運営します。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援するよう、申立に関する経費や後見人等の報酬などの費用を補助する事業を、親族等による申立が困難な場合に市長が申立を行う制度と連動させて、引き続き実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用を推進するうえで、後見人等の担い手のひとつとして法人後見を実施する体制を整備するよう、地域福祉計画に基づく成年後見の利用促進のための取り組みなどとも連動させて検討するとともに、事業者への研修などを実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣、福祉事務所への手話通訳者の設置を、引き続き実施します。

また、夜間、休日の緊急時に手話通訳者の派遣を行う緊急時手話通訳者派遣事業を引き続き実施するとともに、重度の障害で入院時に意思疎通に支援が必要な人に対して支援を行う重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を、重度訪問介護が入院時に利用できるようなったこととも調整を図りながら、引き続き実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、手話奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

あわせて、聴覚障害等がある人の日常生活や社会生活を支援するよう、要約筆記奉仕員を養成するための研修を、引き続き実施します。

⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を、利用者のニーズをふまえて効果的に行っていくよう検討を行いながら、引き続き実施します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人の自立生活や社会参加を促進するよう、市内・市外の事業者
に委託して、個別支援型、グループ支援型のサービスを、引き続き実施します。また、
車両移送型のサービスについては、引き続き社会福祉協議会に委託して実施します。

また、ガイドヘルパー養成講座を、居宅サービス事業者連絡会と連携して、引き続き
実施します。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人の日中活動の場として、精神障害者への相談支援や理解促進などをあわ
せて行うⅠ型と、社会生活に関する訓練などを行うⅡ型を、引き続き身体障害者福祉セ
ンター、東障害福祉センターと、市内の事業者
に委託して実施します。

⑪ 専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業

聴覚や言語機能に障害がある人の自立した日常生活、社会生活を支援するため、障害
者福祉の概要や手話通訳者・要約筆記者の役割・責務等を理解するとともに、基本技術
を習得した手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を大阪府と共同で実施します。

また、視覚と聴覚に障害がある盲ろう者のための通訳や介助を行う人を養成する研修、
失語症の人の意思疎通を支援する人を養成する研修も大阪府と共同で実施します。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援者派遣事業

盲ろう者のコミュニケーションや移動等の支援を行う通訳・介助員の派遣を行う事業
を大阪府と連携して実施します。

⑬ 精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉の関係
者の情報共有や協議を行う場を設置する事業を、自立支援協議会の精神障害者部会会議
と連動させて実施します。

《任意事業》

① 日常生活支援

[福祉ホーム事業]

常時の介護や医療を必要としない人の生活の場としての福祉ホームの提供を、引き続き事業者へ委託して実施します。

[訪問入浴サービス事業]

自宅での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する事業を、引き続き事業者へ委託して実施します。

[日中一時支援事業]

介護者の一時的な休息なども目的として日中活動の場を提供するよう、引き続き事業者へ委託して実施します。

② 社会参加支援

[障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業]

障害のある人のスポーツを振興し、スポーツを通じて社会参加を促進するよう、大会の開催や参加への支援等を、引き続き実施します。

[点字・声の広報発行事業]

視覚障害がある人への情報提供として、「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」の配付を、引き続き実施します。

[点字等養成講習会]

視覚障害がある人への理解を深め、点字に関するボランティア活動を推進するための講習会を、引き続き実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害のため就労などに自動車が必要な人が、障害に適応した改造を行う際の経費の一部を補助する事業を、引き続き実施します。

③ 権利擁護支援

[障害者虐待防止センター事業]

障害者虐待の未然防止や早期発見を推進するとともに、相談や通報への迅速な対応と適切な支援を行うよう、基幹相談支援センターと連携して、引き続き運営します。

④ 就業・就労支援

[更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業]

更生訓練（就労移行支援、自立訓練）を受けている人の自立を促進するよう、更生訓練費と就労支度金の給付を、引き続き実施します。

【地域生活支援事業の事業量】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	
相談支援事業	障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	
	障害児等療育支援事業	3か所	3か所	3か所	
成年後見制度利用支援事業		6人	7人	8人	
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	320件 695時間	340件 740時間	360件 785時間	
		要約筆記者派遣事業	20件 50時間	20件 50時間	20件 50時間
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	
手話奉仕員養成研修事業		30人	30人	30人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	22人	23人	24人	
	自立生活支援用具	50人	55人	60人	
	在宅療養等支援用具	55人	55人	55人	
	情報・意思疎通支援用具	50人	52人	54人	
	排泄管理支援用具	6,600人	6,700人	6,800人	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5人	5人	5人	
移動支援事業		88,188時間 490人	89,916時間 500人	91,632時間 510人	
地域活動支援センター		5か所 200人	5か所 200人	5か所 200人	
専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業	手話通訳者養成研修事業	合格者数	(※1)20人	(※1)20人	(※1)20人
		講習修了者数	(※1)15人	(※1)15人	(※1)15人
	要約筆記者養成研修事業	合格者数	(※1)5人	(※1)5人	(※1)5人
		講習修了者数	(※1)10人	(※1)10人	(※1)10人
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	(※1)30人	(※1)30人	(※1)30人	
失語症者向け意思疎通者養成研修事業	(※1)10人	(※1)10人	(※1)10人		
専門性の高い意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者派遣事業	(※2)320件 (※2)695時間	(※2)340件 (※2)740時間	(※2)360件 (※2)785時間	
		要約筆記者派遣事業	(※2)20件 (※2)50時間	(※2)20件 (※2)50時間	(※2)20件 (※2)50時間
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	25件 100時間	50件 200時間	75件 300時間	
	失語症者向け意思疎通者派遣事業	(検討中)	(検討中)	(検討中)	
	精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業	実施	実施	実施	
《任意事業》	日中一時支援事業	3,500回	3,500回	3,500回	
	訪問入浴サービス事業	760回	780回	800回	
	自動車改造助成事業	3件	3件	3件	

(※1) 大阪府と共同で実施するため、府全体での人数を示しています。

(※2) 意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の事業量に含みます。

(3) 障害児福祉サービスの見込量《障害児福祉計画》

児童福祉法に基づく障害児支援サービスを、第1期障害児福祉計画での利用実績や新たなニーズをふまえたつぎの見込量に基づき、障害福祉サービス等と連携を図りながら提供します。

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

本市では、市立あかつき・ひばり園を「児童発達支援センター」として指定管理者制度により運営し、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等のサービスを実施しています。また、児童発達支援事業は、市のどんぐり教室や市内・市外の民間の事業所でも提供されています。

児童発達支援センターは、乳幼児期の療育のセンター的機能を発揮し、関係機関等や事業所等への専門的な支援も含めて事業を実施するよう、市と指定管理者が連携して運営します。

また、自立支援協議会の障害児部会等を通じて、市、児童発達支援センターと事業者が連携し、継続性のある療育を支援するよう取り組みます。

② 放課後等デイサービス

放課後や長期休業中の訓練や活動の場を提供する放課後等デイサービスは、市内・市外の事業者によって提供されています。

留守家庭児童会や日中一時支援事業などの多様な支援方策とあわせて、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整えるとともに、国が定めたガイドラインに沿った適切な運営が行われるよう、府とも調整を図り、自立支援協議会の障害児部会等を通じて事業者と連携しながら推進します。

③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して障害のある子どもの訓練やスタッフへの指導などの専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、児童発達支援センターや民間の事業所が実施しています。

関係機関の理解を得て障害のある子どもや保護者のニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

外出が著しく困難な重度の障害児に居宅での児童発達支援を行う事業は、児童発達支援センターで実施しています。

ニーズに応じた支援を行っていくよう、自立支援協議会の障害児部会等を通じて連携を図りながら推進します。

⑤ 障害児相談支援

障害児支援サービス（通所サービス等）を利用する際に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援は、児童発達支援センターや民間の指定相談支援事業所で実施されています（※）。

障害児支援サービスを利用する人に障害児相談支援を実施するために、事業所と相談支援専門員を確保するよう、障害児支援サービスを実施する事業所などとも連携して取り組みます。

また、医療的ケアが必要な障害児の支援を推進するため、関係機関の協議の場として設置している「医療的ケア児支援検討会」に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5年度末までに2人（福祉関係1人、医療関係1人）配置するよう検討をすすめていきます。

（※）障害福祉サービス（居宅サービス等）のみを利用する人には、p.40 に記載した計画相談支援により、サービス等利用計画を作成します。

【障害児支援サービスの見込量】（1か月あたり）

[上段：日 下段：人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,474	1,492	1,511
	162	164	166
医療型児童発達支援	294	314	333
	30	32	34
放課後等デイサービス	6,334	6,466	6,599
	478	488	498
保育所等訪問支援 [回]	14	16	18
	7	8	9
居宅訪問型児童発達支援 [回]	4	6	8
	2	3	4
放課後等デイサービス	6,334	6,466	6,599
	478	488	498
障害児相談支援 [人]	73	83	93

⑥ 子ども・子育て支援

障害児福祉計画では、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加と包容を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、提供体制の整備目標を定めることとしています。

その基盤となる指標として、保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等をはじめとする子ども・子育て支援等の利用ニーズがある障害児数の見込量を、児童発達支援（福祉型・医療型）、放課後等デイサービスの利用者数、児童発達支援センター・と市（子育て支援課）が実施している巡回相談の利用者数、障害児保育加算の対象者数を参考として、下記のように設定します。

この見込量に基づき、子ども・子育て支援事業計画と連携して、子ども・子育て支援等に関する各種事業等の障害児の利用を促進するとともに、障害児を支援する体制の整備などの取り組みを推進します。

【子ども・子育て支援等の対象となる障害児数の見込】

[人]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	1,137	1,151	1,165